

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和三年五月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布します。

令和三年三月三十一日

江戸川区長 齊藤 猛

江戸川区条例第十七号

場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に
掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

付則第七条第一項中「第五項」を「第八項」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行す
る。

(軽自動車税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）
の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三
輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用し、施
行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能
割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度
分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種

別割については、なお従前の例による。